

第3次「出雲市子ども読書活動推進計画」(案)へのご意見(パブリックコメント)一覧

意見番号	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方
1	全般		1	〔第3次の基本方針の全体について〕 それぞれの取組について「誰が」行うか(市が行うのか、それぞれの担当部署(保育所、幼稚園、学校)、または保護者…)がわかるような書き方になっているよいと思いました。鳥根県の第4次がわかりやすい表し方になっています。	分かりやすい表現となるように整理します。
2	全般		2	〔第3次の基本方針の全体について〕 先日の6月27日に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が公布・施行されました。今回の推進計画には視覚障害者等の特別な支援が必要な子どもたちへの手立ては盛り込まれないのでしょうか。	ご意見については、本文に「法に基づき国が策定する基本計画を勘案し、地域の実情を踏まえながら必要な取組みを進める」旨を記載します。
3	第2章 Ⅱ 子どもの読書活動のための環境整備と充実	2 学校での読書環境の整備と充実	1	〔学校図書館について〕 P.16 基本方針Ⅱ 子どもの読書活動のための環境整備と充実に、「学校図書館図書標準の達成」とあり、第3次計画数値目標が「学校図書館図書標準を達成する小中学校の割合」となっています。これは市が目標とすることなのでしょうか？ 市が図書標準を達成できるだけの予算をつければ達成できることだと思います。 学校が目標として目指せることは、図書館を活用することにより、豊かな読書活動や深い学びができる(貸出冊数や読書活動、学校図書館を活用した学習等)という項目ではないでしょうか。それらの実績をしかるべきところに示すことで、図書館資料購入の財源確保につながると思います。	学校図書館図書標準の達成も、目標項目の1つとして掲げるべきものと考えています。
4	第2章 子ども読書活動推進のための方向と施策 Ⅱ 子どもの読書活動のための環境整備と充実	2 学校での読書環境の整備と充実	2	〔学校図書館について〕 「学校図書館ガイドライン」(文科省)(2)学校図書館の運営には、 ・校長は、学校図書館の館長 ・校長のリーダーシップの下、学校図書館全体計画を策定するとともに、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。 とあります。この基本方針には校長(管理職)のことや組織的にという文言がありませんので付け加えてはどうでしょうか。この二つのキーワードは学校図書館の運営や活用教育の推進、学習指導体制に大きくかかわることだと思います。	ご意見を参考に、以下のとおり明記します。 「各校で定めた学校図書館全体計画に基づき、学校長の管理の下、組織的な運営に努めます。」

5	<p>第1章 第3次 「出雲市子ども読書活動推進計画」策定にあたって</p> <p>I 計画の基本的な考え方</p>	1. 計画策定の背景・趣旨	<p>1</p> <p>〔計画策定の背景について〕 本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」として策定されるものである。 国は平成30年に第4次子ども読書活動推進基本計画を策定し、これを受けて県は平成31年3月に第4次島根県子ども読書活動推進計画を策定している。 本市では平成27年に第2次出雲市子ども読書活動推進計画を策定し、今回は国や県と同じ第4次計画ではなく第3次計画を策定するものであり、国や県の計画策定期間とズレが生じている。 計画策定期間がズレている理由や国・県との計画内容の整合性について「計画策定の背景」の項目に市民に分かりやすく記載する必要がある。</p>	<p>国や県との整合性については、国や県の計画を基本とすることを明記します。</p>
6	はじめに		<p>1</p> <p>〔計画策定の経過について〕 「はじめに」には、本市における第1次子ども読書活動推進計画や第2次計画での取組状況等について述べ、第2次計画の成果や課題等を検証し、今回第3次計画を策定して「本計画に基づき、家庭や各施設、関係機関等と連携し、市民の皆様と協働しながら、読書活動の推進に取り組んでいく」と記されており、計画の策定過程において審議会等の第三者機関での審議や計画に市民の意見を反映するために実施されるパブリックコメントについては全く言及されていない。 本計画を実効性のあるものとして策定するならば、市の内部だけで検討するのではなく、パブリックコメントの実施やパブリックコメントで提出された意見の審議会等第三者機関での審議は必要不可欠である。 「はじめに」又は「第3次計画策定にあたって」において、パブリックコメントや第三者機関での審議等の計画策定期間について明記すべきである。</p>	<p>「はじめに」の中に、パブリックコメントや図書館協議会での意見等を踏まえて策定することなど、計画策定の経過について明記します。</p>
7	<p>第1章 第3次 「出雲市子ども読書活動推進計画」策定にあたって</p> <p>I 計画の基本的な考え方</p>		<p>1</p> <p>〔計画の位置づけについて〕 計画の基本的な考え方には、子ども読書活動推進法に規定する「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」として策定する」旨が記されているが、本市には最上位計画として出雲市総合振興計画「出雲未来図」があり、子どもの読書活動に密接な関連のある「教育振興計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「保幼少連携推進基本計画」、「社会教育計画」等が策定されており、本計画が実効性の高い計画となるためにはそれぞれの計画との整合性を図りながら施策を推進する必要がある。 そのため、「計画の基本的な考え方」において新たに「計画の位置づけ」の項目を立てて、具体的な上位計画や関連計画を列記するとともにそれぞれの計画との整合性を図りながら施策を推進する旨を明記すべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、「計画の位置づけ」の項目を立て、上位計画や関連計画との整合性を図り、施策を推進する旨を明記します。</p>

8	<p>第1章 第3次 「出雲市子ども読書活動推進計画」策定にあたって</p> <p>I 計画の基本的な考え方</p>		<p>1</p> <p>〔計画の期間について〕 計画策定の背景・趣旨の末尾に本計画の計画期間を5年間とすることが記載されているが、本市の第1次計画の計画期間及び第2次計画の計画期間については記載されていないため不明である。 本計画においては基本目標を達成するための施策・事業について漫然と取り組むのではなく計画期間を明確にし達成すべき数値目標を設定して取り組むこととされており、計画期間は本計画の基本目標達成のための極めて重要な意味を持つ基本的事項である。 そのため、「計画の期間」について「計画の基本的な考え方」において「計画の位置づけ」、「基本目標」、「基本方針」とともに新たに項目を立てて明記すべきである。 なお、市の他の計画では「計画の位置づけ」や「計画の期間」等について項目を立てて分かりやすく記載されており、県の第4次読書活動推進計画においても「計画の基本的な考え方」に項目を立てて記載されている。</p>	<p>ご意見のとおり、「計画の期間」の項目を立て、計画期間を明記します。</p>
9	全般		<p>3</p> <p>〔計画の策定主体について〕 子どもの読書活動の推進に関する法律においては、「子ども」とは「おおむね18歳以下の者をいう」とされ、本計画においても主に乳幼児から小中学校の児童生徒の読書活動を推進するための施策について記載されている。 島根県の第4次読書活動推進計画の策定主体は県教育委員会とされ、県では学校教育及び社会教育を一体的に教育委員会が担っているが、本市では本来教育委員会所管の施策である図書館や幼稚園、スポーツ、文化財等の社会教育に関する施策を市長部局に補助執行されている。 本計画は市教育委員会が所管する学校教育の施策と市長部局が担っている補助執行としての図書館や幼稚園等の施策との整合性を図りながら連携・協働して一体的に子どもの読書活動を推進することを目的としており、本計画の策定主体は「出雲市」とされているが、「市教育委員会」との共同での策定とすべきである。</p>	<p>計画は教育委員会と市長部局と連携し策定しています。 ご意見に関しては、今後の参考とさせていただきます。</p>

10	第1章 第3次 「出雲市子ども読書活動推進計画」策定にあたって Ⅰ 計画の基本的な考え方	3. 基本方針	1 〔基本方針「子どもの発達段階に応じた読書活動の推進」について〕 子どもの発達段階にあった絵本や児童書等の充実に努め、必要に応じて公共図書館や施設の本の貸出を行い、読書習慣づくりに取り組みます」と記されているが、どこが子どもの発達段階にあった絵本や児童書等の充実に努めるのか分からない。公共図書館や施設であるならば、「公共図書館や〇〇等の施設において子どもの発達段階にあった……充実に努め積極的に本の貸出を行い読書習慣づくりに取り組みます」などと記述すべきではないか。 また、施設とはどのような施設なのか例示するなど分かりやすく記述する必要がある。 絵本や児童書等の充実に努めるならば、必要に応じてではなく十分に活用されるよう積極的にPR・貸出を行う必要があるのではないか。	分かりやすい表現となるように文言等を整理します。
11	第1章 第3次 「出雲市子ども読書活動推進計画」策定にあたって Ⅱ 第2次「出雲市子ども読書活動推進計画」の進捗状況	1. 成果と課題	1 〔第2次子ども読書活動推進計画の成果と課題〕 (1)学校図書館資料の充実にについて 「学校図書館図書標準を達成している学校数の割合は、小学校52.8%、中学校28.6%となっている。引き続きすべての学校で適正な図書資料数となるよう努め」と記されている。 小学校で5割、中学校で7割の学校で図書標準を満たしていない状況は極めて憂慮すべき状況である。なぜ、図書標準を満たしている学校と標準に達しない学校があるのか、なぜ、図書標準に対する整備率に違いがあるのか理由を明確にし課題について本計画に市民に分かりやすく記述する必要がある。 学校間に大きな格差がある状況は放置できるものではなく、児童生徒の学習機会均等の観点からも大きな問題である。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。
12	第1章 第3次 「出雲市子ども読書活動推進計画」策定にあたって Ⅱ 第2次「出雲市子ども読書活動推進計画」の進捗状況	1. 成果と課題	2 〔公共図書館での児童書の充実と利用の促進について〕 「児童書の年間受入冊数の割合は、児童書の配架スペースの不足の課題もあり……目標に達していない状況である」と記されているが、配架スペースの不足が問題であるならば配架スペースの拡充を図る必要があるのではないか。 また、配架スペースの拡充が容易でない図書館があるならば最初から配架スペースを考慮した現実的な目標を設定すべきではないか。 配架スペースの不足よりもっと本質的な課題があるのではないか。 課題について市民に分かりやすく記述する必要がある。	できるだけ分かりやすい記述に修正します。

13	<p>第1章 第3次「出雲市子ども読書活動推進計画」策定にあたって</p> <p>Ⅱ 第2次「出雲市子ども読書活動推進計画」の進捗状況</p>	1. 成果と課題	3	<p>〔学校図書館を活用した学習の推進について〕</p> <p>① 「学校図書館活用教育を効果的に推進するためには、司書教諭または学校図書館担当教員への負担軽減や加配措置など対応が必要」と記されているが、加配措置の必要があるのは誰なのか分かりにくい。司書教諭、学校司書、その他の教職員なのか分かりやすく記述する必要がある。</p>	<p>現在、加配制度がないため、以下のとおり修正します。</p> <p>「学校図書館活用教育を効果的に推進するためには、司書教諭または学校図書館担当教員の負担軽減などの対応が必要」</p>
14	<p>第1章 第3次「出雲市子ども読書活動推進計画」策定にあたって</p> <p>Ⅱ 第2次「出雲市子ども読書活動推進計画」の進捗状況</p>	1. 成果と課題	4	<p>〔学校図書館を活用した学習の推進について〕</p> <p>② 「司書教諭や学校司書等の話し合う機会について、すべての学校において話し合う 時間を確保し、連携した体制づくりが大切」と記されているが、誰と誰が話し合うのか、例えば職員会議など、どのような機会が望ましいのか、課題や課題解決方を明確にして分かりやすく記述する必要がある。</p> <p>学校図書館を活用した学習の重要性に鑑み司書教諭や学校司書が配置されているはずであるが、児童生徒の図書館を活用した効果的な学習を推進するためには 司書教諭や学校司書の努力だけで成果を期待するのは困難であり図書館を活用した学習の意義に対する共通認識を持って学校全体が一体となって取り組む必要がある。</p>	<p>ご意見は今後の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、課題や解決方法は各校によって異なるため、本計画には記載しません。</p> <p>また、表記を以下のとおり一部修正します。</p> <p>「司書教諭と学校司書等が話し合う機会がある」と答えたのは、小学校75%、中学校78%で、「特にない」と答えた学校もあります。すべての学校においてこうした機会を確保し、～」</p>
15	<p>第2章 子ども読書活動推進のための方向と施策</p> <p>Ⅱ 子どもの読書活動のための環境整備と充実</p>	2 学校での読書環境の整備と充実	3	<p>〔子ども読書活動推進のための方向と施策〕</p> <p>(1) 学校司書等の配置について</p> <p>「各小中学校へ引き続き学校司書及び読書ヘルパーを配置し…読書活動の推進を図る」と記されているが、第2次推進計画の進捗状況には学校司書等の配置率が2015年度以降100%になっており、どちらが正しいのか不明であり正確に記述する必要がある。</p>	<p>ご意見を参考に、以下のとおり修正します。</p> <p>「全小・中学校へ引き続き学校司書または読書ヘルパーを配置し、「人がいる学校図書館」として読書活動の推進を図ります。」</p>
16	<p>第2章 子ども読書活動推進のための方向と施策</p>	第3次計画 数値目標	1	<p>〔子ども読書活動推進のための方向と施策〕</p> <p>(2) 数値目標について</p> <p>① 学校図書館図書標準を達成する学校の割合について</p> <p>2024年度の数値目標が小学校で75%、中学校で50%に設定されている。</p> <p>既に図書標準を達成している学校がある中で、2024年度の目標を達成したとしても小学校で25%、中学校で50%の学校が図書標準に満たない状況は学習機会の均等の観点からも放置・容認できることではなく抜本的な対策が必要である。</p> <p>読書環境の学校間格差を解消するための今後の取組方針及び具体的な方策について本計画に詳しく記述すべきである。</p>	<p>ご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>

17	第2章 子ども読書活動推進のための方向と施策	第3次計画 数値目標	2	<p>〔子ども読書活動推進のための方向と施策〕 (2) 数値目標について ②公共図書館における児童図書の間年受入冊数割合について 2024年度の数値目標が35%に設定されているが、2018年度の割合は32.5%であり年間受入冊数全体の3分の1が児童書となっている。 児童書の望ましい蔵書割合や年間受入冊数割合がどの程度なのか基本的な考え方が不明である。 年間受入冊数割合について根拠が不明確な漠然とした数値目標を設定することにならないか？ 児童書の望ましい蔵書割合や年間受入冊数割合についての基本的な考え方を本計画に記述すべきである。 また、児童書の定義が不明であり注釈を付ける必要がある。</p>
18	第2章 子ども読書活動推進のための方向と施策	第3次計画 数値目標	3	<p>〔子ども読書活動推進のための方向と施策〕 (2) 数値目標について ③子ども読書活動支援事業を行う専門ボランティア登録者数について 「専門ボランティアの高齢化や学校等からの依頼が増えてきており人材の確保が課題となりつつある」と記されているが、学校や保育所等での教員・保育士等の多忙感が解消されない状況がある中で、子どもの読書活動を支援するボランティアへの需要は潜在的な需要を含めて相当大的なものがあると考えられる。 専門ボランティアの人数確保・充実を図るとともにボランティア活動の内容について学校・保育所等へのPRを積極的に行えば、専門ボランティアの支援に対する依頼は今後大きく伸びるのではないかと。 専門ボランティアの登録者数の数値目標が70人に設定されているが少ないのではないかと。 学校、保育所等への読書ボランティア支援に対するアンケート調査を実施して支援に対する実態を把握し、適切なボランティア登録者数を設定して専門ボランティアを積極的に養成し子ども読書活動支援の充実・強化を図るべきである。</p>

19	<p>第2章 子ども読書活動推進のための方向と施策</p> <p>Ⅱ子どもの読書活動のための環境整備と充実</p>		<p>〔子ども読書活動推進のための方向と施策〕 (3) 児童書蔵書の拡充方策について 本計画の数値目標では、公共図書館における児童図書の年間受入冊数割合を35%に、学校図書館図書標準を達成する学校の割合を小学校で75%に増やすこととされている。 公共図書館、保育所、幼稚園、小学校等における児童書の需要に対して供給は不十分で、今後も児童書の一層の充実が求められるが、市の借金が1,000億円を超えるなど財政状況が極めて厳しい中では児童書の充実は容易ではないと思われる。 子どもの発達段階に応じた読書活動を支援するためには適切な児童書の確保・充実が極めて重要な課題である。 乳幼児や子どものいる家庭では、子どもの発達段階に応じた様々な絵本や児童書が買い求められ読み聞かせ等の取組が行われているが、子どもの成長が速いため早い段階で次々と新たな絵本・児童書を購入することになる。 そのため、各家庭では利用されなくなった多くの絵本・児童書が眠っている状況があるのではないか。 財政状況が厳しい中で絵本・児童書の拡充及び資源の有効活用の観点から家庭に眠っている児童書を有効活用するシステムを構築し、学校、保育所、幼稚園、公共図書館の児童書の確保・拡充を図ることは大きな意義があると考えられることから、本計画に児童書蔵書の拡充方策として記載するとともに積極的に取り組んでいただきたい。</p>	<p>ご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
20	<p>第2章 子ども読書活動推進のための方向と施策</p> <p>Ⅳ計画の推進体制</p>	<p>1. 第3次「出雲市子ども読書活動推進計画」における連携</p>	<p>〔計画の推進体制〕 (1) 第3次計画における連携について 「公共図書館や各施設などが相互に連携・協力し施策に取り組む」と記されており、推進体制図には中央に「家庭」「子どもと保護者」が記載されているが、「家庭」と公共図書館、各施設、ボランティアとの関係が不明確である。 「家庭」での主体的な読書活動を支援することが公共図書館・施設・ボランティアの役割のはずであり、本文にその旨を明記するとともに推進体制図にも「家庭」と公共図書館等との関係が明確に分かるよう図示すべきである。</p>	<p>家庭と公共図書館、各施設等の関係を分かりやすく記載・図示します。</p>

21	第2章 子ども読書活動推進のための方向と施策 IV計画の推進体制	1. 第3次「出雲市子ども読書活動推進計画」における連携	2	〔計画の推進体制〕 (2) PDCAサイクルによる施策・事業の検証・評価について 本計画がより実効性の高いものとなるよう施策・事業について、PDCAサイクルによる検証・評価を毎年度実施して次年度の取組に生かすことが重要である。 「計画の推進体制」には、検証・評価の実施時期や毎年度実施するかどうか記載されていない。 施策・事業の実施結果についてPDCAサイクルによる検証・評価を毎年度実施し、次年度の取組に生かして計画の着実な推進を図る旨を本計画に明記すべきである。	PDCAサイクルによる検証・評価を毎年度実施することを明記します。
22	第2章 子ども読書活動推進のための方向と施策 IV計画の推進体制	1. 第3次「出雲市子ども読書活動推進計画」における連携	3	〔計画の推進体制〕 (3) 計画の進行管理について ①「計画の推進体制」には、「計画の進捗状況を図書館協議会に報告し検証することで、PDCAサイクルによる着実な施策の推進を図る」と記されているが、計画の進捗状況を報告し意見を聞くだけでは検証・評価とは言えず、「図書館協議会」を検証・評価機関とするならば、図書館協議会は第三者機関として本計画の客観的な検証・評価をし、その結果及び次年度の効果的な取組について責任を持って取りまとめることにより進行管理を行うとともに、本計画にその旨を明記すべきである。	ご意見として参考にさせていただきます。今のところ、図書館協議会を第三者機関として想定しておりません。
23	第2章 子ども読書活動推進のための方向と施策 IV計画の推進体制	1. 第3次「出雲市子ども読書活動推進計画」における連携	4	〔計画の推進体制〕 (3) 計画の進行管理について ②「図書館協議会」の組織の目的、構成員（機関・氏名）が不明であり注釈を付けるとともに協議会の設置要綱及び構成員名簿を添付すべきである。	図書館協議会に関する図書館法の規定、設置条例を添付します。
24	第2章 子ども読書活動推進のための方向と施策 IV計画の推進体制	1. 第3次「出雲市子ども読書活動推進計画」における連携	5	〔計画の推進体制〕 (4) 計画の進捗状況等の公表について 計画の進捗状況を検証・評価する図書館協議会の会議は市民に公開するとともに計画の進捗状況や会議録を公表し、計画の課題等に対する市民の認識を深め次年度の取組に対する理解・協力を求める必要がある。 計画の進行管理を行う図書館協議会の会議を市民に公開するとともに、会議の公開及び毎年度の施策・事業の検証・評価結果や進捗状況等の公表について本計画に明記すべきである。	ご意見のとおり、ホームページを通じた開催日の通知、会議資料や会議要旨を公表します。

25	その他		1 〔その他〕 （１）読書活動に関わる人材の育成について ①「学校図書館支援センター」とは、どのような組織なのか注釈を付ける必要がある。	「学校図書館支援センター」について、用語解説に追記します。
26	その他		2 〔その他〕 （１）読書活動に関わる人材の育成について ②「学校図書館支援センターでは、研修目的の達成に向け、成果や効果が十分に得られるよう計画的・体系的に取り組む」と記されているが、成果と効果はほぼ同じ意味ではないのか？	ご意見を参考に以下のとおり修正します。 「今後はさらに学校図書館職員の業務や活動の向上を図るため、成果が十分に得られるよう計画的・体系的に取り組む必要があります。」